

新設区分口座を振替先とする区分口座間振替に係る手数料の特例の一部改正新旧対照表

1 新設区分口座を振替先とする区分口座間振替に係る手数料の特例 (下線部分変更)

新	旧
<p>1 機構が新たに区分口座を開設した場合において、当該区分口座の開設の申請に際し参加者が本特例の適用の申出を行ったときは、当該新設区分口座を振替先とする同一参加者間の振替に係る手数料の料率については、株券等に関する手数料率及びその料率の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>1 機構が新たに区分口座を開設した場合において、当該区分口座の開設の申請に際し参加者が本特例の適用の申出を行ったときは、当該新設区分口座を振替先とする同一参加者間の振替に係る手数料の料率については、株券等に関する手数料率及びその料率の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>投資信託の受益証券</u> <u>当該申請において指定した一の振替日における1日の振替件数1件につき</u> <u>45円</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>

2 附 則

- 1 この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。
- 2 この改正規定の施行前に行われた振替に係る手数料については、なお従前の例による。